

長崎県 屋外広告物条例の しおり



はり紙、広告板、ネオン・サインなど屋外広告物は、私たちの生活に必要な情報を伝えるとともに、まちを活気づける手段にもなります。

しかし、これが無秩序に氾濫し、管理もおろそかになると、まちなみや自然の景観を損なうだけでなく、人々に危害を及ぼすおそれもあります。

県では、良好な広告景観の形成を進めるため、屋外広告物条例により必要な規制を行っています。

平成27年4月

1 屋外広告物の種類

屋外広告物とは

常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示される広告板、広告塔、立看板、ポスター、広告幕などで、営利目的かどうかは問いません。

ただし、街頭で配布されるチラシ、音響広告、屋内で表示される広告物などは含まれません。

自家広告物と一般広告物

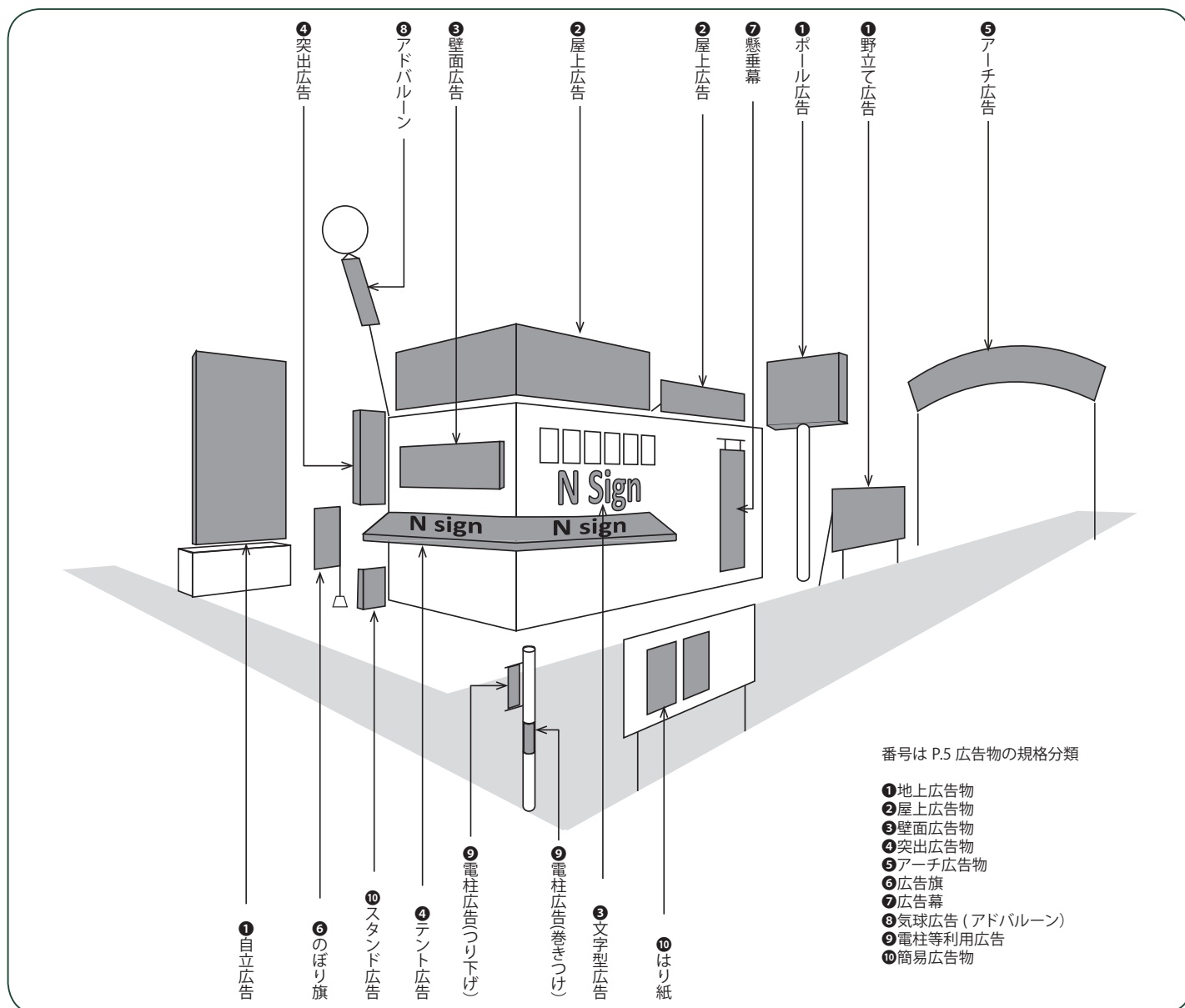
●自家広告物

自己の住所又は事業所、営業所、作業所等の建物やその敷地内に、自己の氏名や名称、事業内容などを表示するものをいいます。

●一般広告物

他人の土地又は建物を利用して自家広告物以外の屋外広告物を表示するものをいいます。

広告物の種類



2 屋外広告物を出せない場所等

禁止広告物・・・次に該当する屋外広告物は、一切表示できません。

- ①著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- ②著しく破損し、又は老朽したもの
- ③倒壊又は落下の恐れがあるもの
- ④信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

禁止物件・・・屋外広告物を出してはいけない物件

- ①街路樹 路傍樹
- ②橋梁 トンネル 高架構造物 中央分離帯 道路反射鏡
- ③信号機 道路標識 歩道柵 駒止 里程標 町名等表示板
- ④消火栓 火災報知機 火の見やぐら
- ⑤郵便ポスト 電話ボックス
- ⑥煙突 ガスタンク 石油タンク 水道タンク
- ⑦銅像 神仏像 記念碑 景観重要建造物 景観重要樹木
- ⑧その他条例に規定されています。

禁止地域・・・屋外広告物を出せない地域

- ①景観地区 風致地区 伝統的建造物群保存地区
- ②都市公園
- ③重要文化財 史跡・名勝 天然記念物
- ④県重要文化財 重要文化的景観
- ⑤保安林
- ⑥道路及び鉄道等並びにこれらの予定地で知事が指定する地域
- ⑦その他条例に規定されています。

禁止地域の適用除外・・・許可を受けて表示できるものがあります。

禁止地域に許可を受けて表示できるもの

- ①自家広告物等 合計**30**㎡以下まで（5㎡以下許可不要）
- ②道標、案内図板など 合計**5**㎡以下まで
- ③地方公共団体が設置する公共揭示板に表示する広告物

3 許可を受けて屋外広告物を出せる場所

許可地域・・・屋外広告物を出すのに許可申請が必要な地域

- ①景観法により定められた景観計画区域
- ②景観法の地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域
- ③都市計画法により指定された都市計画区域
- ④公園、河川、湖沼、溪谷及び海浜とこれらの付近の地域で知事が指定する区域
- ⑤港湾、漁港、空港及び駅前広場とこれらの付近の地域で知事が指定する区域
- ⑥道路及び鉄道等で知事が指定する区域

《許可地域の区分》

許可地域は3種類の地域に区分されます。
都市計画法で規定した都市計画区域の用途地域の区分によって分けられています。

第1種許可地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
第2種許可地域	第1種許可地域及び第3種許可地域以外の地域 用途地域が規定されていない地域
第3種許可地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域

4 許可の共通基準

すべての屋外広告物に関する共通の基準です。

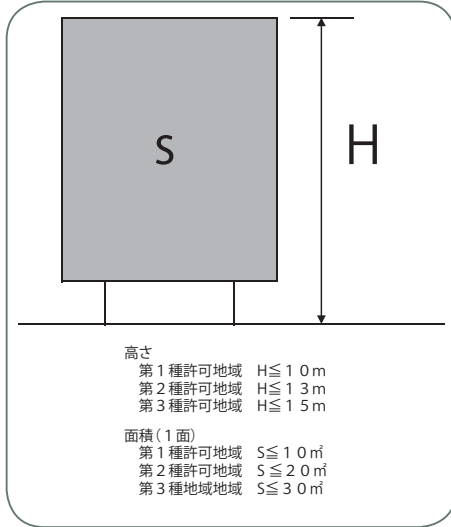
- ①環境に調和し、自然美を妨げないものであること。
- ②朱色の発光塗料を使用しないものであること。
- ③側面及び裏面においても、良好な景観及び風致を害さないように施工したものであること。
- ④交通の安全を阻害するおそれのないものであること。

《総量規制・・・1箇所に表示できる合計の面積を規制しています。》

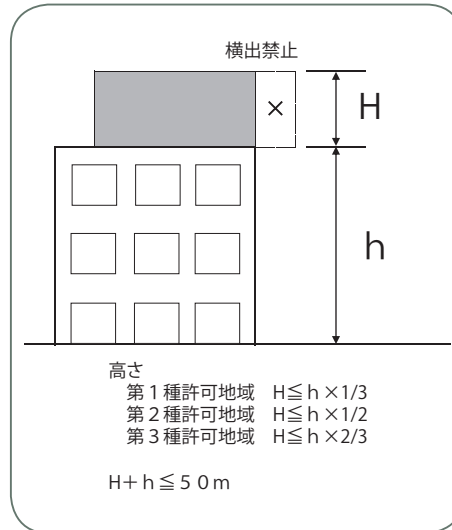
- ⑤第1種許可地域において地上広告物、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物若しくは懸垂幕を表示し、又は設置する場合、表示面積の合計は、1箇所に付き**50㎡**以下であること
- ⑥第2種許可地域において地上広告物、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物若しくは懸垂幕を表示し、又は設置する場合、表示面積の合計は、1箇所に付き**100㎡**以下であること
- ※第3種許可地域では、総量を規制していません。

5 許可の基準（大きさ、高さ等）

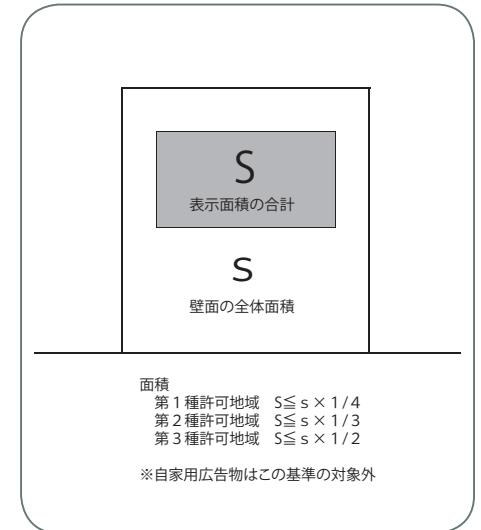
①地上広告物



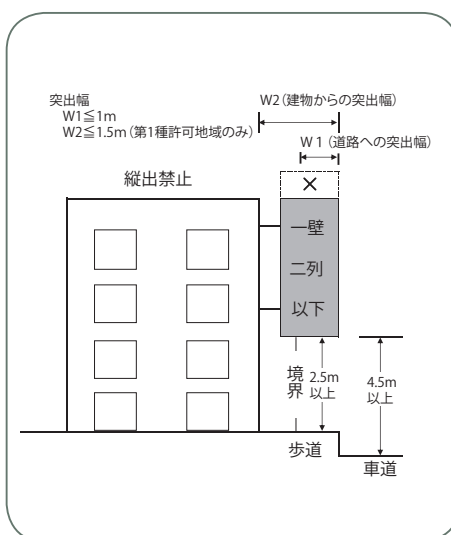
②屋上広告物



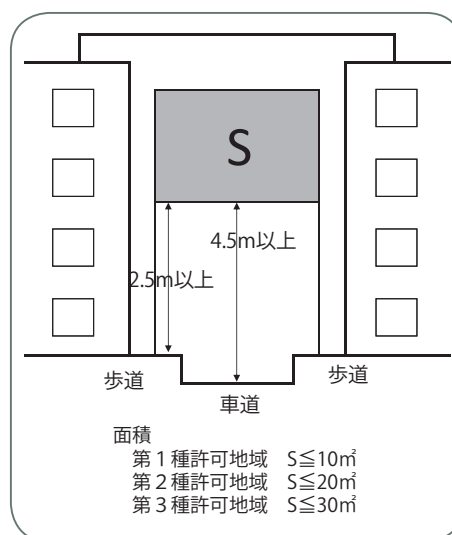
③壁面広告物



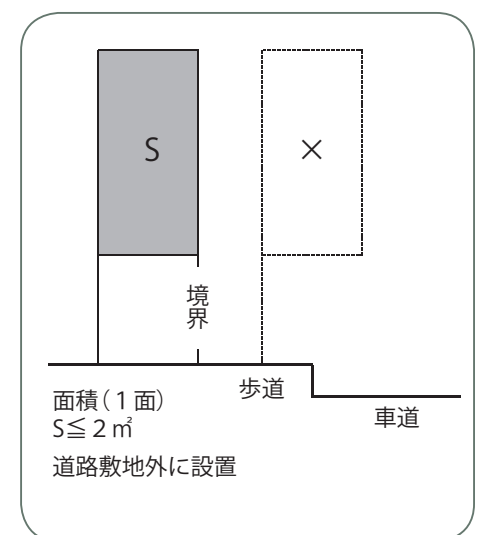
④突出広告物



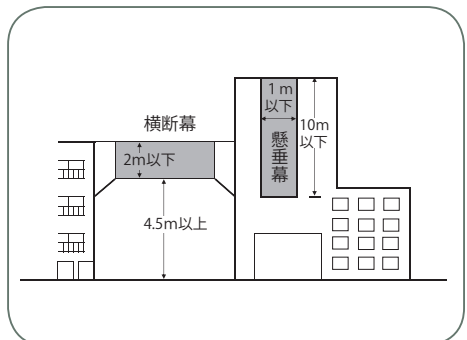
⑤アーチ広告物



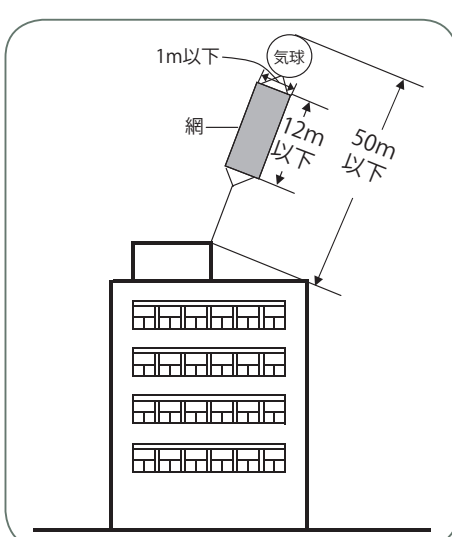
⑥広告旗（のぼり旗）



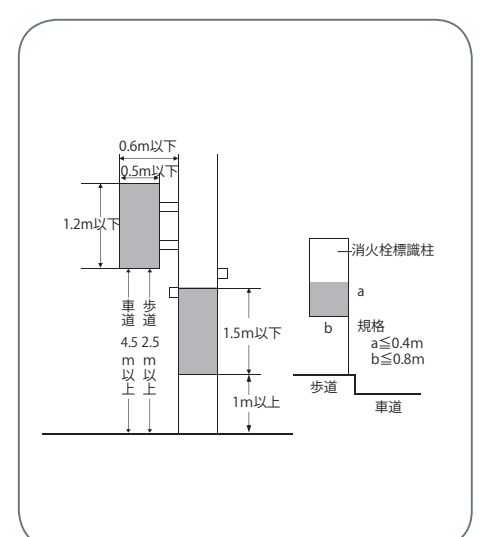
⑦広告幕（横断幕・懸垂幕）



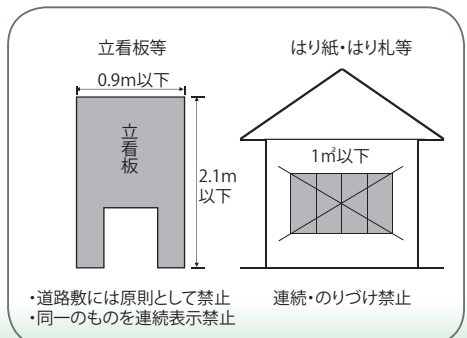
⑧気球広告



⑨電柱等利用広告



⑩簡易広告物



6 適用除外

以下の場合には、屋外広告物を出すのに許可が不要です。

許可地域で広告物を表示するためには、許可申請が必要です。

また、禁止物件、禁止地域には、広告物の設置はできません。

ただし、社会生活を営む上で最低限必要な広告物については、以下のような場合、一定の基準内に限り許可申請が不要になります。

- (1) 禁止物件、禁止地域、許可地域に許可不要で表示ができるもの
 - ①法令の規定による広告物 ②公職選挙法の選挙運動のための広告物
 - ③寄贈者名等を表示する広告物（一定の基準に適合するもの）
- (2) 禁止地域、許可地域に許可不要で表示できるもの
 - ①自家広告物等 禁止地域は合計 5㎡以下、許可地域は合計 10㎡以下まで
 - ②管理用広告物 土地に係るものは合計 5㎡以下、物件に係るものは合計 0.3㎡以下まで
 - ③工事現場の板塀等に表示される広告物 ④冠婚葬祭用広告物
 - ⑤車両などに表示される広告物 ⑥国、公共団体が公共的目的をもって表示する広告物
- (3) 禁止物件に許可不要で表示できるもの
 - ①禁止物件のうち、送電塔、煙突、ガスタンク、石垣、よう壁、景観重要建造物等の自家広告物で合計 5㎡以下まで
 - ②禁止物件の管理用広告物
 - ③煙突などに表示される宣伝以外の周囲の景観に調和した広告物

7 許可手数料

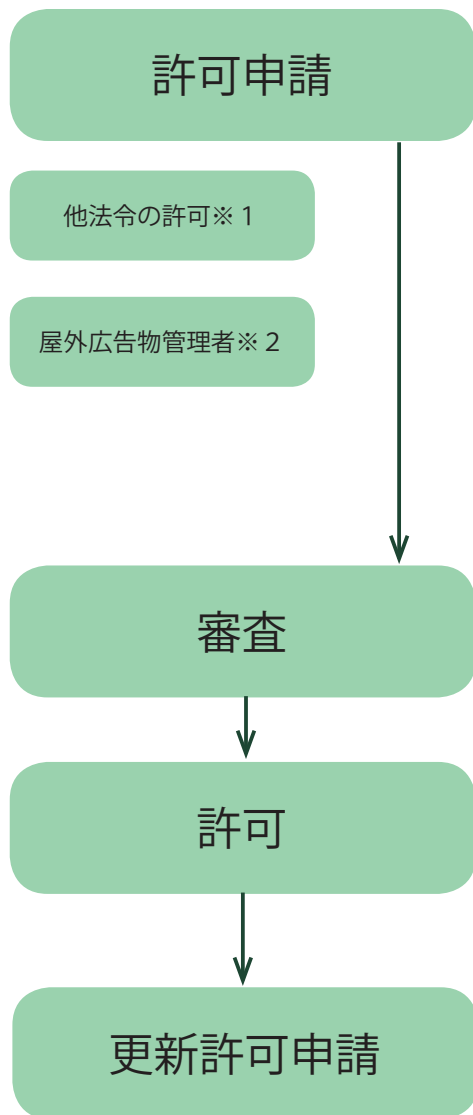
屋外広告物を出すのに許可手数料が必要です。

種類	区分	単位	金額（円）	許可の期間
地上広告物 屋上広告物 壁面広告物 突出広告物 アーチ広告物	～ 0.5㎡未満	1 枚 1 個 1 基	120	3 年以内
	0.5㎡以上～ 1㎡未満		220	
	1㎡以上～ 2㎡未満		460	
	2㎡以上～ 5㎡未満		970	
	5㎡以上～ 10㎡未満		1,900	
	10㎡以上～ 20㎡未満		3,400	
	20㎡以上～ 30㎡未満		5,600	
	30㎡以上～ 40㎡未満		7,900	
	40㎡以上～ 50㎡未満		11,000	
	50㎡以上		11,450 円に表示面積から 50㎡を差し引いた面積 (1㎡未満切捨て) に 450 円 を乗じて得た額を加算した額	
広告幕		1 枚	460	3 月以内
旗・のぼり		1 個	220	
気球広告		1 個	1,100	
電柱等利用広告		1 個	220	3 年以内
簡易広告物	はり紙	1 枚	5	1 月以内
	はり札	1 枚	120	
	立看板	1 個	220	

※照明を伴うものについては、それぞれの額に 10 割を加算する。
※許可期間が 1 年を超える場合は、1 年ごとに 2 分の 1 に相当する額を加算する。
・ 2 年許可の場合、1 年半分の手数料 ・ 3 年許可の場合、2 年分の手数料

8 許可申請の流れ

屋外広告物を出す前に、設置する箇所を管轄する窓口に、申請を行って下さい。



- 設置したい場所がどの規制地域かわからない場合は、各許可申請窓口にご相談ください。→ P 8
- 広告物種類ごと、面積に応じて手数料がかかります。→ P 6
 - ※ 1
高さ 4m を超える場合は、建築基準法に基づく確認申請が必要です。道路敷き等に広告物を出す場合は、管理者の許可が必要です。農地に広告物を出す場合は、農地転用等の手続きが必要です。
 - ※ 2
簡易広告物以外は広告物を管理する者の設置が必要です。高さ 4 m を超える建築主事の確認が必要な広告物は有資格者等でなければなりません。
- 各許可申請窓口において、審査され、適合しない場合などは、基準にしたがったものになるよう指導されます。→ P 8
- 広告物の種類によって、許可期間が異なります。(3 年以内)
- 許可証票が交付されますので、広告物に貼り付けてください。
- 内容や設置者等の変更があった場合は、変更届出をしてください。
- 適正な管理を行なってください。
- 継続して広告物を出す場合、許可期間 1 月以上 3 年以内のものは、許可期限の 1 ヶ月前、その他のものは 10 日前までに、屋外広告物更新許可申請書を提出してください。

9 屋外広告業

長崎市を除く県内では、長崎県知事の登録を受けた業者でなければ、屋外広告物の設置を請け負って表示することはできません。屋外広告物の設置は、長崎県に登録をした業者へご依頼ください。

なお、登録済みの業者であるかどうかは、長崎県ホームページの屋外広告物のページに一覧を載せております。

10 違反広告物等に対する処置

条例に違反して広告物を表示したときは、許可の取消し、是正のための措置、除却などを命ずることがあります。また、違反広告物がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等であるときは、県又は市町が自ら撤去する場合があります。さらに 50 万円以下の罰金に処せられることもあります。

11 許可申請窓口（長崎市・小値賀町内を除く）

長崎県屋外広告物条例は、長崎市、小値賀町を除く長崎県内の市町に適用されます。
ただし、別途屋外広告物条例を制定した市町には、県条例は適用されなくなりますので、
ご注意ください。

表示・設置場所	許可取扱窓口	電話番号
島原市内	島原市 道路課	0957-63-1111（内 252,253）
諫早市内	諫早市 都市政策課	0957-22-1500（内 2351）
大村市内	大村市 都市計画課	0957-53-4111（内 431）
平戸市内	平戸市 まちづくり課	0950-22-4111（内 2284）
松浦市内	松浦市 都市計画課	0956-72-1111（内 253）
対馬市内	対馬市 管理課	0920-53-6111（内 354）
壱岐市内	壱岐市 建設課	0920-42-1111（内 425）
五島市内	五島市 建設課	0959-72-6118,6443
雲仙市内	雲仙市 監理課	0957-38-3111（内 2544）
南島原市内	南島原市 都市計画課	050-3381-5067
新上五島町内	新上五島町 建築課	0959-53-1111（内 152）
長与町内	長崎県長崎振興局 管理課	095-844-2181（内 243）
時津町内		
佐世保市内	長崎県県北振興局 建設管理課	0956-24-1419
東彼杵町内		
川棚町内		
波佐見町内		
佐々町内		
西海市内	長崎県県北振興局 大瀬戸土木維持管理事務所	0959-22-0067



長崎県 土木部 都市計画課

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

TEL 095-894-3151（直通）

<http://www.pref.nagasaki.jp/section/toshikei/index.html>